

全国学習会ネットワーク賛助会員規約

(目的)

第1条

1. 本団体に設ける賛助会員制度の運営その他については、本規約の定めるところによる。
2. 賛助会員制度は、本団体に対する協力及び児童福祉に理解を深め、本団体事業活動の推進に資する事を目的とする。

(資格)

- ## 第2条
- 賛助会員の資格を有する者は、本団体の主旨に賛同し、本団体の事業の円滑な実施に協力するものとする。

(資格期間)

- ## 第3条
- 賛助会員の資格期間は、毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終了する会計年度とする。

(賛助会員に対する事業)

- ## 第4条
- 本団体は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、別に定める事業を行う。

(入会と会費)

第5条

1. 賛助会員になろうとする者は、年会費の納入をもって入会したものとする。
2. 賛助会員は、年会費を納入するものとする。
3. 賛助会員個人の会費の額は1口2,000円とし、1口以上を負担するものとする。
但し、年度中途の入会のその年度一期とする。
4. 賛助会員団体の会費の額は1口10,000円とし、1口以上を負担するものとする。
但し、年度中途の会費もその年度一期とする。

(退会)

- ## 第6条
- 賛助会員が退会しようとするときには、あらかじめ本団体に届け出て退会するものとする。

(除名)

- ## 第7条
- 本団体は次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本団体の事業を妨げた又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本団体の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした賛助会員

付則 本規約は、平成23年10月1日より施行する。